

越前おおの結楽座物品販売スペースワゴン貸出運用基準

平成23年4月改正

1 趣旨

越前おおの結ステーション設置条例、及び越前おおの結ステーション設置条例施行規則に定めるもののほか、越前おおの結楽座物品販売スペースのワゴン貸し出しの運用について必要な事項を定めます。

2 利用の申請手続き

利用の許可を受けようとする方（団体、事業者などで代理可能とする）は、利用しようとする日の属する月の2ヶ月前の月の1日以降、藩主隠居所（無料休憩所）で申請をすることができます。なお、申請できる時間帯は午前9時から午後5時までとします。（藩主隠居所 0779-64-5567）

3 利用の許可の条件

利用の許可の条件は次のとおりとします。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害さないこと。
- (2) 施設等を損傷し、又は滅失しないこと。
- (3) 施設内で火気を使用しないこと。
- (4) 営業許可申請（保健所、税務署）等、ワゴン販売に関する許認可手続きは、責任を持って行うこと。
- (5) 他の利用者に迷惑となる行為はしないこと。
- (6) 利用に関する権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (7) 偽りその他不正な行為により利用の許可を受けないこと。
- (8) 使用料を納期限までに納付すること。
- (9) 関係職員及び施設管理者の指示に従うこと。
- (10) 利用許可の取消し等によって生じた損害について大野市はその責めを負わない。
- (11) 「七間朝市」開催期間中の農林産物及び農林産物加工品の販売時間は、午前11時以降とすること。ただし、越前おおの結ステーションにおいてイベント等が行われる場合はこの限りでない。

4 利用者の心得

利用しようとするものは、次の心得を遵守してください。

- (1) 施設管理者に対し、利用前において利用許可書を、利用後においては日誌に利用状況を記載すること。
- (2) 許可を受けずに施設内において寄附の募集、飲食物等の提供、広告物の掲示等を

行わないこと。

- (3) 許可を受けず備え付けた備品等を移動しないこと。
- (4) 施設等を損傷し、又は滅失したときは、速やかに産業政策課に届け出て、その指示に従うこと。
- (5) 販売する商品に責任を持ち、お客様とトラブルが発生しないよう努めること。
- (6) 利用を終えたときは、清掃及び後始末をし、原状に回復すること。
- (7) ゴミは持ち帰ること。
- (8) 販売に当たっては、原則名札（氏名、連絡先（電話番号））を来訪者が見やすいところに着用すること。（来訪者に安心感を与えます。）
- (9) その他、施設管理者の指示及び利用者の責務を厳守すること。

5 物品販売ワゴンについて

<http://www.city.ono.fukui.jp/page/sangyo/chukatsu/wagon.html>

物品販売ワゴンの仕様

- ・木製折りたたみ式・キャスター付
- ・幅150cm×奥行100cm 高さ80cm
- ・台数は、原則6台で運用
※応募状況に応じて、最大8台で運用することもあります。



利用料 200円/台・日（市外5割増）
利用できる時間 午前9時から午後7時まで
ただし、イベント時等は延長します

利用方法

利用に当たっては、藩主隠居所事務室において許可書を見せて、申し込んであるワゴンの鍵を受け取ってください。

利用が終わったら、ワゴンを折りたたみ、元の場所に片付けてから鍵を掛けてください。鍵の返却については、鍵返却ボックスに返却してください。日誌の記入も忘れずをお願いいたします。

電気製品の利用について

利用可能なコンセントの口数は物品販売スペース壁面に8個あります。

ただし、容量が小さい（4口で20A、2000Wまで）ため、一度にホットプレートなどの電気容量の大きいものを使うことは遠慮してください。

6 観光バス利用予約状況の検索

大野市ホームページにおいて、越前おおの結ステーションの観光バス利用予約状況を検索できます。利用予定時間も掲載しています。

<http://www.city.ono.fukui.jp/page/kanko/bus-riyo.html>